

原告団

ニュース123号

目 次

・裁判報告	1
・院内集会に参加して	8
・「かくねんまいね」300回目デモ	9
・日本民族存亡の危機	10
・核燃などを巡る動き	11
・お知らせなど	12

次回裁判 2020年3月6日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅 石 紘 爾

第1 原発・核燃は生き残れるか？

1. 関電還流金スキャンダル

(1) 昨年2019年の最大の原子力スキャンダルは、なんと言っても関電の不正還流金事件でしょう。受け取った金品は関電社長以下20名総額3億2000万円という、信じられない金額にのぼっています。

原発マネーのバラ撒きなしで原発の立地・稼働は困難、逆に言えば、立地自治体と住民を金で釣る政策が、これまでまかり通ってきました。

それにしても、電力が地元払うのではなく、逆に地元から貰うシステムが存在したことは、はじめ奇異な感じを持ちましたが、「贈る側」の電力幹部が地元業者に建設・土木工事の差配と請負代金を按配していたことを知り、納得(?)した次第です。

いずれにしても、この事件は原子力産業に潜在する構造的、宿命的な体質であり、関電に限った違法行為ではなく、氷山の一角にすぎません。この原稿を書き終わったところへ、敦賀の建設会社が海峡を隔てた玄海原発の立地首長へ100万円渡した事件が発覚、原子力マネーの闇の深さとどす黒さを実感した次第です。

(2) 青森県でも同じことがあるのではないかと勘繰りたくなるのは私だけではないと思います。この事態を受けて、日本原燃の増田社長は類似事例はないと思うとコメントしましたが、今後の徹底した調査がなされるべきです。

ここに本事件に連座していた日本原燃関係者2名を紹介します。

・同社会長(電事連会長)の岩根茂樹関電社長—150万円相当の金貨

・同社常務執行役員兼再処理事業部長代理の長谷泰行関電幹部

—商品券80万円、スーツ券230万円

ところが、核燃の立地、建設、運転を巡り、兆単位の巨費が飛び交い、核燃マネーがこれまで青森を蝕んできたことは公知の事実です。

例えば

・電源三法交付金の1981年～2017年までの青森県全体への交付実績は約3,438億円(うち628億円が六ヶ所村)。

青森県の最近の歳入の約20%を占める。

・核燃料税の過去25年間の収入総額は約2,800億円。最近の県税収の14.5%を占める。

・寄付金 最近では東北電力、東京電力がふるさと納税に便乗して8億円を脱法的に寄附。

(3) 電力の東西の横綱である東電と関電は、六ヶ所再処理工場を経営する日本原燃の大株主です。世間一般の経営常識に従えば、株主として再処理から撤退して日本原燃の会社清算を考えてもおかしくありません。こんな事態を予測して再処理機構を設立した原子力官僚の悪知恵には脱帽です。しかし、無駄で危険な六ヶ所再処理工場は即刻廃止し、再生エネルギー中心に動く世界のエネルギー市場に乗り遅れた日本は、時代錯誤の再処理政策を止めるべきです。

2. 広島高裁決定の朗報

六ヶ所再処理工場に対する原子力規制委

員会の適合性審査の結果（合格証）が出るのは今年度内は無理との委員長談話はあるものの、本格稼働を止める決定打に欠ける現状と原発再稼働を急ぐ政府と電力の策動、運転差し止めの仮処分をなかなか認めようとしなかった司法の消極性など、気持ちが滅入っていた昨今、4基のプルサーマル原発のうちの一つである伊方原発の再稼働を差し止める広島高裁判決（原審広島地方岩国支部）には快哉を叫びました。原告団と弁護団の活動と成果に敬意を表します。同じような立地環境にある玄海、高浜に与える影響を考えると判決の意義は大きいものがあると思います。

第2 核燃裁判

1. 準備書面（169）

—経理的基礎を欠く日本原燃の経営実態

原子力資料情報室の事務局長松久保肇さんの力作ですが、長文なので以下にまとめた記事を記載し本文は別紙としましたので、熟読願います。

（1）経理的基礎の欠如

核燃料サイクル政策は、これまで弥縫策に弥縫策を重ねてきた。再処理拠出金制度もその一つである。

原発新設を前提としない以上、使用済燃料の発生量の上限は確定している。当初計画の64,000トンはおろか、六ヶ所再処理工場分の32,000トン分が確保できるかも不確定な状況である。使用済燃料の発生量に応じて拠出金を徴収している以上、日本原燃の再処理事業の経理的基礎がないことは明白である。

さらに、再処理機構は、再処理拠出金を徴収し、受け入れた使用済燃料を再処理する義務を負っているが、政府は余分なプルトニウムを持たないことを宣言し、再処理量を調整するとしている。日本原燃の再処理事業は、再処理量を調整したからといって維持費が減るわけではなく、結果、再処理機構は再処理義務を負ったまま拠出金を費消していく。場合によっては再処理義務が残ったまま拠出金が無くなることもあり得る。

さらに、日本原燃の財務的安全性を判定する指標を検討すると、いずれの指標も製造業の平均値を大幅に下回っており、図体

ばかり大きくその業績は劣悪である。

よって、再処理機構が存在するからといって日本原燃の経理的基礎が保証されていると認定することは到底できない。

商業用再処理工場と銘打った本件施設が成り立たないことは明白である。

（2）経理的基礎（3号要件）は、本件取消訴訟の審理対象である。

被告は、「経理的基礎の有無は、再処理施設の周辺住民等の個人的利益の保護を目的とするものではない」「したがって、

（行訴法10条1項に定める）原告らの法律上の利益に関係ないから、要件に係る違法事由の存否は本件取消訴訟における審理の対象となる余地がない。」と主張する。

しかし、行訴法10条1項によって制限される違法事由と原告適格を認める根拠となる事由を同一に解する必要はなく、また被告の解釈は不当な住民の主張を制約するものであり失当である。

その理由については、原告らの準備書面（66）—本件訴訟の審理対象について—において詳細に論じたが、あらためてその要約を以下に記述する。

① 東海第二原発訴訟の2審判決（東京高裁平成13年7月4日判決）

この判決は、経理的基礎に係る要件は、災害の防止上支障のないような原子炉の設置には一定の経理的基礎が要求されることなどから設けられたものであり、控訴人らの生命、身体、安全保護という観点と無関係なものではないと解される」という理由で、経理的基礎が取消訴訟の審理対象になることを明確に認めている。

② また、我国の有力な行政法学者もこの結論を支持している。

③ 更に、前述したように規制委員会に経理的基礎の審査を含めた安全規制が一元化された経緯を併せ考えたとき、3号要件が本件取消訴訟の審理対象になりうるものと解すべきである。

2. 準備書面（170）

—航空機落下確率に対する評価基準の不合理性（伊東代理人担当）

（1）航空機落下確率に対する評価基準の前提

国の考え方は⑦パイロットに海上への回避操作が指導されているから海上への落下

は有効回避されたものとみなして、海上落下は一切カウントしない。④原子力施設上空の飛行回避が指導され徹底されているから、施設上空は他地域よりも飛行頻度が低いとして、全国土（前人未踏の地や高山地帯・山林等を含む）への落下事故率の平均値を使っている。

（２）海上への回避操作期待は非現実的



三沢基地所属のF16やF35が2年足らずの内に、核燃基地近傍で燃料タンクや模擬弾を落としたり（核燃施設から約10km南方）、毎秒300m以上の速度で海上墜落するなど、回避操作なし又は不能の事故が3件も生じていることから、海上への回避操作は希望的観測であり現実のトラブル時には全く期待できないことが証明された。

（３）飛行回避の指導・周知の形骸化

2019年11月の国会における質疑応答で、過去約3年半の間に我国の原子力施設上空の飛行回数が57件ある事実が判明。この事態に対し規制庁は主管庁の国土交通省にはこの事実をFAXで知らせただけで、再発防止については、「これまでの指導を改めて周知徹底する」だけとして、実効性ある対策を講じていない。これでは、今後原子力施設上空の飛行減少は期待できない。

（４）実情調査結果は！

上記57件の報告に疑問を持った私たちは、規制庁のサイト情報を精査したところ、2012年9月から2019年11月までの7年2ヶ月余りの間になんと269件以上、月にすれば3回以上（10日に1回）の割合で原子力施設の上空を航空機が飛んでいる事実が判明した。

このうち本件再処理工场上空を飛行していたのは4件、隣接するウラン濃縮工場、低レベル処分場上空は2件であった。この

ように、多数の航空機が原子力施設上空を飛行している実情に照らし、前述のように前人未踏の地などを含めた全国平均値で落下確率を評価する基準は不合理である。

４．検証申出

情報室の上澤氏が、最新の渡辺満久教授の六ヶ所断層論文に基づいて、出戸西方断層の南端部分の検証申出をした。

ここでは、海寄りに数度～10度の傾斜を持つ露頭を見ることができ、活断層の明白な根拠を示すことができる。しかし、ここは傾斜地であるため規制庁は梯子を使って調査しており、調査終了後、日本原燃の手で早々とこれを取り払われたため、裁判所がいつでも検証できる状態にはない。

５．被告の対応

準備書面（51）を提出しました。

（１）航空機の落下対策について、新規制基準は、人為事象の一つに挙げているが、故意によるものは除外し、故意による大型航空機の衝突に係る規制は、33条3項4号で重大事故対策の1つとして位置付けている。

（２）対策（ハード面）の主たるものは、施設の遠隔操作に代えて、緊急時のモニタや施設制御を行ったり、緊急時対策所を設置する。また、衝突事故が発生した場合には、可搬型重大事故等対処設備で対処することとし、その保管場所は恒設建屋から100メートル以上隔離をとることとしている。

この点、原発では「特定重大事故等対処施設」が要求され、大型航空機墜落対策としては「緊急時制御室」の設置が要求されている。

ところが、再処理工場ではこのような厳格な要求はなされていない。その理由は、再処理工場は原発と違って常温・大気圧等の環境下にあり、複数の建屋に分散している特徴があるし、事態の進展が緩やかである点を挙げている。

（３）事故発生に伴う緩和対策に関する手順書が整備されている（ソフト面からの適切な対策あり）。

（４）原告らのこれまでの主張に対する反論

第３ 次回裁判

今回は2020年3月6日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

高レベル廃棄物の一時貯蔵の虚構性について準備書面を提出する予定です。多数の傍聴をお願いいたします。次々回は6月19日（金）が内定しています。

経理的基礎を欠く日本原燃の経営実態

1. 指定要件としての「経理的基礎」

再処理を行うためには、「経理的基礎」があることが法律上の要件（原子炉等規制法44条の2 1項2号）とされている。

本件施設の事業指定申請がなされた当初は、内閣総理大臣が原子力委員会の答申を受けて指定していたが、現行法では原子力規制委員会が本来の権限である安全規制の観点から一方的に判断する仕組みに変えられた。

更田委員長も「安全に係る規制当局としては、安全上の十分な投資ができない主体に対して、原子炉のようなリスクを抱える施設の運用を認めることはできない」と述べ、経理的基礎は「安全規制の一環」である趣旨の発言をしている。

2. 経理的基礎とは

法令上「経理的基礎」の定義は規定されていないが、これまでの政府などの公式見解では、以下のように説明されている。

- ・炉の設置費用だけでなく、運転費用を含む（科学技術庁原子力局長）
- ・事業資金の取得計画と資金確保の明確な見通しがあること（科学技術庁原子力局）

3. 実際の審査状況

- （1）しかし、経理的基礎に係る実際の審査は、当初申請書に記載された10年程度の収支見通し、建設資金の確保方法だけが対象とされるといった杜撰な審査の末に1992年12月に適用妥当との答申がなされて、再処理の指定がなされるに至った。
- （2）当初計画では1997年に予定していた工場完工は大幅に遅れ、経理的基礎ありと答申してから27年の年月が経過した。ところがそれ以降、答申の見直しはなされないばかりか、日本原燃の財務状況の悪化に伴い、建設費にあてる目的で300億円の増資を、また財務体質の強化を図るため4000億円の増資を行なわざるを得ない状況に陥った。それにもかかわらず、規制委員会は再処理機

構との委託契約により再処理費用が回収でき、建設費についても同機構との役務契約により回収可能との日本原燃の説明をうのみにして根本的な検討を怠っている。

4. 経理的基礎の判断（評価）手法

- （1）企業の経営状態を判断する一般的な手法は、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を読み解いて、経営状態の良否を分析する。すなわち、経営状態の良否は会社の収益性と安全性があるかどうかで決まる。
- （2）ところが、日本原燃は、一般企業と異なり、電力会社や原子力産業が大口出資者となって核燃料サイクル事業実施を目的として設立された特殊な会社である。

日本原燃は核燃料サイクル事業を行う独占的な企業であったが、2016年に制定された再処理等拠出金法により、再処理機構に運用主体の座を譲り渡し、自社の経営は機構が電力会社から徴収する拠出金によって賄われる再処理委託料に依存することになった。

このような極めて特異な経営形態を有することを前提にして、日本原燃の中心的事業である再処理の経理的基礎について検討する。

5. 日本原燃の事業別売上げ

再処理事業が日本原燃の売上げの8～9割を占めている。従って、再処理の行方が会社の安全性・安定性を大きく左右することになる。

6. 使用済燃料量の上限による運転資金不足

（1）運転資金源

日本原燃の再処理資金の制度的手当ては拠出金である。これは電力会社が原発稼働によって発生する使用済燃料の数量に応じて、逆に言うと実際の再処理をしなくても発電に応じて徴収できることになった。

これまで、再処理費用は総括原価方式のもと電気料金の原価に算入されて消費者から徴収され、これが積立てられ、その積立金が日本原燃に支払われる仕組みになっていた。

ところが、電力会社が再処理から撤退し日

本原燃が倒産しては困るので、あらかじめ再処理費用を確保する目的で作った制度が再処理拠出金法です。

このように、日本原燃は、再処理機構という後ろ楯が運転資金の調達をバックアップしてくれているから、経理的基礎は大丈夫であるかのような喧伝がなされている。

(2) 拠出金は打ち出の小槌ではない

しかし逆に言えば、日本原燃の経営は、拠出金の財源である使用済燃料の発生量いかに左右される。すなわち、発生量が少なく受ける再処理委託料金が施設の固定費などの事業費を下回れば事業は成り立たないからである。

そこで、既に発生した使用済燃料と将来発生が予測されるものの総量とそれに見合う再処理拠出金を試算してみる。

(3) 試算の根拠となる前提要素は以下のとおりである。

① 使用済燃料の数量

㊲ 電事連が想定した2006年時の発生量は、原発68基が稼働し、年間1350トンという数字は到底無理。既発生分は約19,000トン (18,500+425)

④ 六ヶ所と第二再処理工場の処理能力は各3.2万トンで計6.4万トン

㊲ 稼働原発基数

2019年7月現在

未廃炉原発33基、東電東通原発を除いた建設中の原発は2基で合計35基（新・増設は計画にない）

㊲ 原発稼働期間

原発は例外的に20年の稼働延長が認められるが、原則40年で廃炉となる（原子炉等規制法 § 43の3の32）。

従って、原発は40年か60年で廃炉となるため、いずれ原発はゼロとなり、拠出金の徴収はできなくなる。

② 再処理事業の収支

④ 現存する再処理費用は積立金5.2兆円のほか合計6.1兆円。

㊲ 再処理拠出金単価 1gあたり573円

㊲ 六ヶ所再処理施設の稼働期間40年間に要する総事業費見積額13.9兆円

第二再処理工場分も同額。

(4) 以上のデータを基に次の3つのケースで

・日本原燃が経理的基礎を確保できるだけの使用済燃料6.4万トンを満たせるか。

・拠出金は総事業費を上回るか（30.8兆円貯まるか）

を試算する。

㊲ 35基 45年稼働

④ 35基 60年稼働

㊲ 20基 60年稼働

(5) 試算結果

その結果は、下表2のとおりである。

表 1 試算表結果まとめ（丸め誤差により一致しない場合がある）

	35 基 40 年稼働	35 基 60 年稼働	20 基 60 年稼働
使用済燃料発生量	29,900 トン	43,400 トン	34,000 トン
既発生分	19,000 トン		
2018 年～（使用済燃料）計	8,600 トン	19,600 トン	11,500 トン
2018 年～（使用済 MOX 燃料）計	2,300 トン	4,800 トン	3,500 トン
再処理工場処理能力との差分(計 6.4 万トン（六ヶ所、第二とも 3.2 万トン）)	34,100 トン不足 (六ヶ所分:4,400 トン不足)	20,600 トン 不足	30,000 トン (六ヶ所分:1,500 トン不足)
使用済燃料再処理等積立金	5.2 兆円		
使用済燃料再処理等準備引当金	0.2 兆円		
2017～2018 年度の再処理等拠出金収入	0.3 兆円		
使用済燃料再処理等既発電費残分	0.4 兆円		
2019 年以降の再処理等拠出金推計	6.2 兆円	13.9 兆円	8.6 兆円
うち使用済燃料分	4.9 兆円	11.2 兆円	6.6 兆円
うち使用済 MOX 燃料分	1.3 兆円	2.7 兆円	2.0 兆円
合計	12.2 兆円	20.0 兆円	14.6 兆円
うち使用済燃料分のみ	11 兆円	17.3 兆円	12.7 兆円
六ヶ所再処理の費用(13.9 兆円)差分	- 1.7 兆円		
六ヶ所+第二再処理の費用(27.8 兆円)差分	-15.3 兆円	- 7.8 兆円	-13.2 兆円

いずれのケースでも、使用済燃料量は処理能力量の6.4万トン（3.2万トン×2）に届かない。その結果、拠出金も大幅に不足することになる。

- ・35基40年稼働のケースでは六ヶ所再処理施設の総事業費13.9兆円に1.7兆円不足で、第二再処理工場を含めると15.3兆円不足となる。
- ・残る2つのケースでは、六ヶ所分の総事業費は充足できるが、第二工場分は7.8兆円、13.2兆円それぞれ不足する。

（6）経理的基礎の欠如

このように、再処理施設は再処理事業を行なおうにも、その原料となる使用済燃料が確保できず、また、再処理しても経費倒れの経営を余儀なくされる。従って、会社の財務的安全性は認められない。

この点に関して、日本原燃は、機構との契約により再処理費用が回収でき、建設費も役務契約があるから問題ないと説明しているが説得力に欠ける。なぜならば、前述した拠出金制度の破綻回避策を説明しなければ、日本原燃に経理的基礎があるとは言えないからである。

7. プルトニウム在庫と再処理

（1）プルトニウム余剰と再処理事業の縮小

本件施設は、抽出したプルトニウムを商品として売り収益を上げる商業用再処理工場である。現在我国は約47トンのプルトニウムを保有している。この事態に対し、核不拡散の観点から国際的非難がなされ、政府はこれを減らす公約をしたものの、高速増殖炉もんじゅの廃止や当初16～18基計画していたプルサーマルの停滞（現在プルサーマル原発はわずか4基稼働）により余剰の解消は進んでおらず、これに加えて本件施設が稼働するとプルトニウムは更に累積してゆくことになる。

そこで、原子力委員会は、余剰解消策として、必要な消費量以上のプルトニウムを分離しないと決定した（基本的な考え方）。

このような、プルトニウム利用計画の破綻によって本件施設での再処理は大幅に制限され、その結果40年間の運転期間中に再処理できない使用済燃料が大量に滞留する事態が招来する。

（2）果せない再処理役務の後始末

拠出金法9条は、拠出金が納付された場合、再処理機構に当該使用済燃料の再処理を義務付けている。その結果、日本原燃が果せない再処理役務分について再処理機構は何らかの形で再処理を実施する責務を負う。

その場合の日本原燃の選択肢は、⑦稼働延長、④未達成の役務分の費用返還の2つであるが、⑦ではプルトニウム余剰を加速させることになり、④は日本原燃の経費が施設維持等にかかる費用（固定費など）が大半を占めるため、再処理の有無（多寡）にかかわらず、費消されており返済できない。

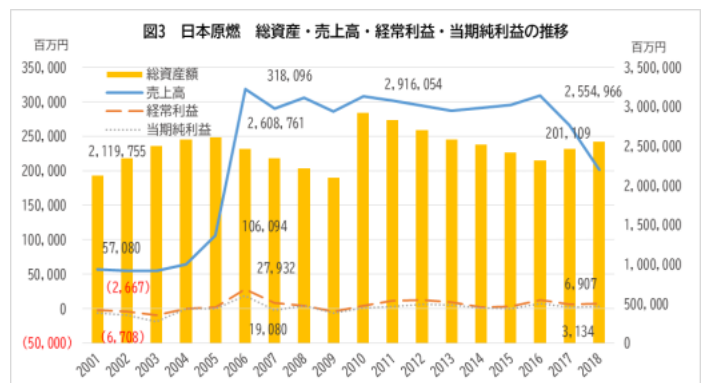
このような事態に早晚陥ることははっきりしており、そうなった場合、再処理機構と日本原燃の破綻は明白である。

8. 日本原燃の財務状況

（1）以上、?再処理事業を遂行するために必要な財源である使用済燃料の数量と拠出金の不足、?プルトニウムの分離縮小による経営圧迫の観点から、日本原燃の経理的基礎崩壊の事実を論証した。

以下には、日本原燃の財務諸表をベースとした一般的な財務分析を行なって経理的基礎の欠如を明らかにする。

（2）日本原燃の総資産、売上高、経常利益、当期純利益は下図3のとおりである。



日本原燃が再処理事業に大きく依存していることは前述のとおりである。

再処理の売上高は、2006年にアクティブ試験を開始して以降、「再処理役務の提供を開始した」として、実際には再処理を行っていないものの売上高を計上したために増大し、3000億円前後で推移しているが、その実態は将来の再処理を見込んで、前もって受け入れた再処理料金等前受金にすぎない（電力会社

が日本原燃に払う手付金、内金のようなもの)。2017年以降は下落傾向にある。

9. 日本原燃の財務的安全性

(1) 分析の手法

安全性の分析手法には大別すると、①負債の返済能力の分析と②財務の健全性分析の2つがある。

①は更に④流動比率を指標とする流動性分析(短期的な支払能力のチェック)⑤固定比率を指標とする固定性分析(負債の長期的支払能力をチェック)に分類される。

②の指標は自己資本比率(比率が高ければ負債の依存度が低く経営の安定度高い)。

(2) 日本原燃の場合

① 流動比率



2010年の増資で一時改善したものの、2011年を除いて恒常的に平均値を大幅に下回っている。

② 固定比率



100%以下が望ましいとされているが、製造業平均は110~120%前後、日本原燃の場合は300%を超える水準で推移している。

③ 自己資本比率

製造業平均は50%前後であるが、2010年以前は10%前後、以降は2010年の増資で改善したものの、恒常的に20%前後で低く推移している。

④ 以上、いずれの指標をとってみても、日本原燃の財務安全性は、他の製造業に比べて極めて劣っている。

10. まとめ

核燃料サイクル政策は、これまで弥縫策に弥縫策を重ねてきた。再処理抛出金制度もその一つである。

原発新設を前提としない以上、使用済燃料の発生量の上限は確定している。当初計画の64,0

00トンはおろか、六ヶ所再処理工場分の32,000トン分が確保できるかも不確定な状況である。使用済燃料の発生量に応じて抛出金を徴収している以上、日本原燃の再処理事業の経理的基礎がないことは明白である。

さらに、再処理機構は、再処理抛出金を徴収し、受け入れた使用済燃料を再処理する義務を負っているが、政府は余分なプルトニウムを持たないことを宣言し、再処理量を調整するとしている。日本原燃の再処理事業は、再処理量を調整したからといって維持費が減るわけではなく、結果、再処理機構は再処理義務を負ったまま抛出金を費消していく。場合によっては再処理義務が残ったまま抛出金が無くなることもあり得る。

さらに、日本原燃の財務的安全性を判定する指標を検討すると、いずれの指標も製造業の平均値を大幅に下回っており、図体ばかり大きくその業績は劣悪である。

よって、再処理機構が存在するからといって日本原燃の経理的基礎が保証されていると認定することは到底できない。

商業用再処理工場と銘打った本件施設の経理的基礎(採算性)がないことは明白である。

11. 経理的基礎(3号要件)は、本件取消訴訟の審理対象である。

(1) 被告は、経理的基礎の有無は、再処理施設の周辺住民等の個人的利益の保護を目的とするものではない」「したがって(行訴法10条1項に定める)原告らの法律上の利益に関係ないから、要件に係る違法事由の存否は本件取消訴訟における審理の対象となる余地がない。」と主張する。

(2) しかし、行訴法10条1項によって制限される違法事由と原告適格を認める根拠となる事由を同一に解する必要はなく、また被告の解釈は不当な住民の主張を制約するものであり失当である。

その理由については、原告らの準備書面(66)―本件訴訟の審理対象について―において詳細に論じたが、あらためてその要約を以下に記述する。

① 東海第二原発訴訟の2審判決(東京高裁平成13年7月4日判決)

この判決は、経理的基礎に係る要件は、災害の防止上支障のないような原子炉の設置には一定の経理的基礎が要求されることなどから設けられたものであり、控訴人らの生命、身体、安全保護という観点と無関係なものではないと解される」という理由で、経理的基礎が取消訴訟の審理対象になることを明確に認めている。

② また、我国の有力な行政法学者もこの結論を支持している。

③ 更に、前述したように規制委員会に経理的基礎の審査を含めた安全規制が一元化された経緯を併せ考えたとき、3号要件が本件取消訴訟の審理対象になりうるものと解すべきである。

院内集会に参加して

事務局長 山田清彦

11月22日～1月10日にかけて、院内集会に三度参加する予定で、いくつかの質問項目を提案した。ところが、11月22日は急用で欠席し、後にビデオで回答を確認した。

私が提案した質問と回答を、以下にまとめてみるが、まともな回答は望めない。特に原子力規制委員会の担当者はのりくらりとして、「審査完了していないので答えられない」の一点張りである。それでも、青森県内で交渉しても「上に伝える」で終わるが、院内集会では国会議員への回答という形を取っているので、紹介議員事務所に資料の提出等を求めることが出来る。そういう意味では、青森で交渉するよりは院内集会の方が成果が上がると思われる。

1. 「第9回核ごみに関する政府との会合」 2019年11月22日の院内集会

①蒸発・乾固の生成物の予測をしているのか（予測をしているかどうかは答えず）

回答：再処理事業規則で、乾固の抑制をするシステムの有効性を判断している。

②蒸発・乾固の事故を引き起こした場合の責任所在

回答：日本原燃が責任を負う

③蒸発・乾固の具体的な方策は

回答：事業指定規則で、重大事故については、発生・拡大防止をすることを基準としている（容積の固化生成物は現実に予測していない）。

④日本原燃の再処理工場の操業は40年か

回答：40年を目安としており、定期検査をして操業を行っていく

⑤ウラン濃縮後の劣化ウランの用途について

回答：MOX燃料の材料として使う。
回収ウランは各電力に返還するまで貯蔵している。

⑥使用済遠心分離機の処理処分方法について

回答：国が制度を作る。解体した使用済遠心分離機は、遠心分離器貯蔵建屋で保管している。

⑦再処理工場から出る核のゴミのうち、高レベル放射性廃棄物以外の低レベルの処

理・処分方法は

回答：国が制度を用意することになっている。

⑧使用済MOXをどのように再処理するのか

回答：今後、具体的に検討していく

⑨使用済MOX燃料について、300年管理後に、使用済燃料を50年間貯蔵したのと同じ発熱量ということについて

回答：使用済燃料を50年貯蔵したものと、使用済MOX燃料を300年間管理したものと同等の発熱量になるという報道があったのは事実だが、300年の冷却が必要というのではない。今後検討していくが、試験的に再処理したことは事実である。

⑩使用済MOX燃料を最終処分するかについては

回答：今後検討をしていく。

2. 12.5&1.10の「原発・核燃サイクルの即時中止を！」の院内集会

脱原発政策実現全国ネットワークの呼びかけで、12.5が一般の方も参加できる公開型、1.10は関係者の参加と分けて行った。

12.5では、私は再処理費用の徴収金額を尋ねたが、まともな答えが返ることはなかった。但し、昨年決めたという新たな金額が公表されていると言い、元国会議員の方もその数字を見たことがあると言っていた。その根拠を公表してもらう必要があるので、さらに調査を進めることにしたい。

1.10では、思いがけずに回答が保留となったのは蒸発・乾固に関する対策の強化についてであった。そこで、蒸発・乾固物への影響を考慮して、どのような燃料体で再処理を行う事を想定しているのかと尋ねたら、回答がなかった。

蒸発・乾固では、沢山の放射性ルテニウムが発生するとして、4年冷却に比べて15年冷却を田中知委員が推奨したはずだから、どちらでやるのかと尋ねたら、そこを答えようとしていなかった。

~~~~~

色々回答がある中で、議論が平行線をたどる時は、後に紹介議員を通して回答を得るように努めれば、それなりに回答が来るはずである。それにしても、原子力規制委員会の職員の対応はひどくて、「審査中を理由に一切回答しません」という態度がありありなのだ。しかも、この方を青森の地裁で見かけることも少なくなく、情報を隠して審査が行われているようで、腹立たしく思う。

## 「かくねんまいね」300回デモ

「放射能から子どもを守る母親の会」

倉坪 芳子

私たちは、1986年のチェルノブイリ原発事故をきっかけに、六ヶ所再処理工場や原発に反対して、デモを続けています。

私たちの「核燃と原発に反対する」小さなデモ、第1回目は1986年7月14日、20人が参加しました。

それから33年間、デモを始めたころは毎月1回、200回以降は2カ月に1回、雨の日も雪の日も、参加者が3人という時もありましたが、休むことなく続けて来ました。

小さなデモでも「かくねんまいね」の声は上げ続けようと思っていました。

でも体力的にも、「2011年6月25日の250回がやめ時かしら」と密かに思っていた矢先、福島原発事故が起きてしまいました。

「今やめるわけにはいかない」と、手作りのプラカードを持って、2011年4月23日249回目のデモを9人で歩きました。

福島への思い、原発、核燃が危険な事、子供たちや孫への思いをハンドマイクで訴えました。

そして8年が過ぎ、昨年10月26日の300回目のデモには、東京、函館、盛岡、そして県内各地から参加してくれ、52人と犬2匹で歩きました。

背中に「みんなつながるいのちたち」とかかれたゼッケンを付けて。その姿見て「希望」のようなものを感じました。



250回の時、ギターを弾きながら歌って歩いてくれた仲間がいたので、今回、交流会では、私が津軽三味線を弾き、みんなで「りんご節」や「ふるさと」を歌いました。

私たちのデモをみて、核燃や原発について考えるきっかけになってくれればいい、そして、この思いが、次の世代につながっていければいいなあとと思っています。

2019年12月28日301回目のデモを15人で歩きました。

次回のデモの予定は

302回目 2月22日(土)

303回目 4月25日(土)

.....となります。

いずれも午後3時30分

弘前大学正門前出発です。



## 日本民族存亡の危機（続）

### 一前原子力規制委員長の嘘発言に思う

神奈川県在住 原告 山浦 元

本紙122号の編集後記で、伊藤和子さんが「放射能から子どもを守る母親の会」の300回目のデモに参加した感慨を記していました。東京では原水爆禁止日本国民会議（原水禁）の井上年弘さん、安達由起さんたちの「再処理止めたい！首都圏市民のつどい」主催による毎月1回の定例デモ（日比谷公園～東京電力本社前～銀座～）が2004年12月から続いています。沿道では日本人より外国人の方が興味深げに私たちを見ているように感じます。井上さんたちが昨年11月27日に発行した「共同行動ニュース」に田中俊一前原子力規制委員長の「日本の原子力政策は嘘だらけでここまでやってきた。結果論も含め本当に嘘が多い。最大の問題はいまだに核燃料サイクルに拘泥している。世界で使用済核燃料の再処理をやろうとしているのは日本だけだ（選択11月号）」という発言が紹介されていました。

115号で記したことですが、田中氏は我が国の原発群を射程に入れている北朝鮮のミサイル攻撃について「ミサイル対策は規制の範囲を超える。原発を狙うより東京のど真ん中に落とした方がよっぽどいいと思うが」とうそぶいた人物です。福島第一原発1～3号機の原子炉では、メルトダウンした核燃料を冷却する注水や地下水の流入によって、放射能で汚染された水が現在も毎日約150～170トン生じています。汚染水は多核種除去設備（ALPS）という浄化装置で処理していますが、放射性のトリチウム（三重水素）は除去できません。処理済みの水は敷地内のタンクに保管していますが（約120万トン）、22年夏にはタンクが満杯になるという（東京電力）。そこで昨年、経済産業省の小委員会が汚染水を薄めて海に流すか蒸気にして大気に放出する（何十年も！）という方針を公表しました。実は田中氏は初代原子力規制委員長に就任した当時、無責任に「福島第一原発は水だらけだ。処理して基準以下になった汚染水は海に排出することは避けられない」（2013年7月25日付け朝日新聞）と放言していました。しかし、そもそも人体に影響を及ぼさない放射線量の基準や基準値など存在しないのです。

放射線はどんなに微量でも人体に障害を及ぼす危険性があることを明らかにしたのは物理学者の武谷三男氏でした。私たちが日常的に浴びている自然放射線も然りです。すなわち、この線量以下なら放射線を浴びても安全だとする「許容量」や「しきい値」や「基準値」という概念は安全を保障する自然科学的な概念ではなく、たとえば健康診断や放射線治療のように放射線を浴びてもやむを得ない理由がある時だけ照射をがまんするという、有意義さと有害さを比較して決まる社会科学的概念であって、むしろ「がまん量」と呼ぶべきものであるとしたのでした。武谷氏の考えは世界的に認められ、今では放射線に関わる人にとって

常識になっています。この原子力安全のイロハをわきまえていれば、軽々しく基準、汚染水排出などと言えるはずがない。汚染水の排出は風評被害ではなく実害なのです。地下水汚染は首都圏にも広がるでしょう。

122号で山田清彦事務局長が逢坂誠二氏講演会報告に「核燃料サイクルは大嘘」と書いているように、原子力に関わる政～官～産～学界のすべてが虚偽と金権にまみれていること、核燃料サイクル路線が破綻していることは私たちにとって常識です。日本原子力学会会長や原子力委員会委員長代理などを歴任しつつ我が国の原子力政策を主導し、福島の事故後も原子力規制委員会の最高責任者として政・官・産・学にとって都合のいい基準をでっち上げ、無分別に原発再稼働を推進してきた「嘘つき」の張本人が、退任すると一転して自らを免罪し始めたのです。学者としての節操も何もあったものではない。「下北半島を原子力基地にしたらいいい」と語った中曽根康弘氏をはじめ歴代の自民党党首らと同様、在任中は平然と原子力エネルギー政策を強行し、福島第一原発事故が起これと「官僚にだまされていた」と責任を部下に転嫁し、突如反原発を唱え始めた小泉純一郎元首相、何の根拠もなく「汚染水はコントロールされている」と大嘘をついた安倍首相、産～学界の原子力政策懇談会で安倍首相に原発再稼働をそそのかした原子核物理学者・有馬朗人元東大総長…我が国のリーダーのすべてが原発事故の責任を一切取らず、でたらめの限りを尽くしてきたというのが悲しい現実なのです。こういう連中を放置している限り日本に未来はない。

「選択」は完全宅配制度による定期購読総合情報雑誌で、より詳しく発言内容を知るために出版社から直接11月号を入手してみました。田中氏は巻頭インタビューで「原発業界はどうすべきか」という質問に答えていわく「まずは再稼働した原発を安全に運転することに専念することが基本だ。その上で、実用化できない核燃料サイクル政策を転換し、無駄なコストを削減し、原発を継続して利用するために欠かせない人材の育成や安全性向上のための技術基盤の開発に投資すべきである」云々。やはり原発再稼働が彼の本音だったのです。田中氏よ、日本民族は「対策規制外」のミサイルや地震に襲われたらひとたまりもない原発群を抱えて自爆せよと言うのか？

日本の国土面積は世界の僅か0.25%ですが、1984年から2013年にかけて世界で起きた自然災害による被害総額24,030億ドルの内、日本は17.5%に当たる4,209億ドルに上るというデータがあります。すなわち、地震、津波、噴火、台風、大雨、温暖化による気候変動などの影響を世界で最も受けている国なのです。自然災害、1,000兆円の借金、これに人災である原子力災害が加わると日本民族は破滅します。

1万人訴訟関東のつどいの畏友・鈴木敏嗣さん、  
やすらかに。  
(2020年1月 記)

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2019年

10. 25 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査に関し、火山の影響評価についての審査を終了。
- 25 日本原燃：取締役会を開き、9日付で会長を退任した岩根茂樹氏（関西電力社長）の後任に、電気事業連合会（電事連）会長で中部電力社長の勝野哲氏(65)を選任した。岩根氏は関電役員らの金品受領問題の責任を取り、電事連会長を退くと同時に、原燃会長も就任からわずか4カ月で退任した。
- 30 むつ市：創設を検討している使用済燃料への新税（法定外普通税）に関し、税収見込みを5年間で合計約93億円とする試算を公表した。
- 31 原告団：核燃研を開催。
- 31 日本原燃：8月に発生した再処理工場の排風機故障原因は、誤った仕様の部品が発注・納入されたこと、協力会社から2度の指摘を受けたが、そのまま取り付け工事を進めたことなどと公表。
11. 1 東北電力：東通原発の敷地周辺の地質に関する補足調査が終了。
- 9・10 2019年反核燃秋の共同行動実行委員会：集会とデモを9日はむつ市、10日は青森市で開催。
- 11 三村申吾青森県知事：東京・経済産業省で梶山弘志経産相と会談し、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）について「青森県を最終処分地にしない約束」の継続を確認した。
- 13 青森県など：東通原発で重大事故が起きたと想定した原子力防災訓練を同村やむつ市などで開催。11日に先行開催された野辺地町での訓練と合わせ、住民約850人を含む61機関の約1500人が参加し、事故時の対応を確認した。
- 15 原告団：事務局会議を開催。
- 26 日本原燃：六ヶ所村内に立地する核燃料サイクル事業について現在の状況を説明する全戸訪問を開始。1月末までに社員約300人が村内全域の約3500戸を訪問し、新規性基準審査への対応状況や再処理工場の安全対策などを説明する。
- 28 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の安全審査に関し、新規基準の条文ごとに対応状況をまとめた「整理資料」を年内にも提出し、一通りの説明を終える見通しを明らかにした。
12. 5 東通村議会：県核燃料物質等取扱税（核燃税）交付金の市町村配分方法を見直すよう三村申吾知事に求める意見書案を全会一致で可決した。
- 6 原告団：核燃裁判。再処理裁判で2通の準備書面を提出。再処理事業の収入となる使用済燃料の発生量は今後減少するとして、「日本原燃に経理的基礎がないことは明白」などと財政基盤の脆弱性と航空機落下確率に対する評価基準の不合理性を指摘。
- 13 関電の原発マネー不正還流を告発する会：原発マネー不正還流で全国から集まった3,272人が関電役員12人を告発し、真相解明を求める。
- 18 東北電力：青森県内で計画中の風力発電3事業に出資参画することを明らかにした。3事業は、グリーンパワーインベストメント（GPI、本社東京）が進める「つがる洋上風力」（つがる市・鰯ヶ沢町沖）「深浦風力」（深浦町）「稲庭田子風力」（田子町など）で、出力規模は合計約65万キロワットに上る。東北電が青森県で風力発電事業に取り組むのは初めて。
- 20 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査に関し、敷地近くの断層を巡る論点について、原燃の説明を「おおむね妥当」（石渡明委員）として了承した。
- 20 原告団：核燃研を開催。
- 21 資源エネルギー庁と原子力発電環境整備機構（NUMO）：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の最終処分地選定をめぐり、対話型説明会を八戸市で開催。国などは「国民理解を広げながら、実現に向け取り組みを強化する」と理解を求めた。22日は弘前市で開催。
- 21 原告団：事務局会議に代えて上記説明会に参加。
- 24 青森県：核燃料サイクル施設で重大事故が起きた際の住民避難について基本的な考え方を示し、施設から5キロ圏の住民約3600人を村南部の倉内、千歳平地区に避難させることとした。

2020年

1. 8 原子力規制委員会の更田豊志委員長：定例記者会見で、再処理工場の安全審査が本年度中に事実上の「合格」に至るのは「厳しい」との見方を示した。
- 17 広島高裁・森一岳裁判長：山口県東部の住民3人が、伊方原発3号機の運転差し止めを求めた仮処分申請の即時抗告審で、申し立てを却下した2019年3月の山口地裁岩国支部の決定を取り消し、四電（高松市）に運転差し止めを命じる決定を出した。
- 24 原告団：事務局会議を開催。
- 25 むつ市の反核燃団体：むつ市が目ざす核燃新税についての学習会を開催。山田事務局長が「原発マネーと地域経済」題した講話をし、核燃税についての問題点を指摘した。
- 27 東電の小早川智明社長：安全審査が最終盤を迎えているむつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設の運用について、再処理事業とセットで考えるべきだとの見解を示した。

## お 知 ら せ

### ☆核燃裁判

日 時：2020年3月6日（金）13:30～

場 所：青森地方裁判所

### ☆さよなら原発・核燃「3・11青森集会」

日 時：2020年3月8日（日）12:30～16:00

会 場：青森市民ホール（詳細はチラシで）

### ☆「4・9反核燃の日全国市民集会」

日 時：2020年4月11日（土）11:30～13:30

場 所：青森市民ホール1階 会議室(1)（詳細はチラシで）



### ☆第35回「4・9反核燃の日全国集会」

日 時：2020年4月11日（土）14:00～16:00

場 所：青森市 青森駅前公園



カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

### 《編集後記に代えて 鈴木敏嗣さんを偲ぶ》

鈴木敏嗣さんが昨年12月5日に脳内出血で亡くなられたことが伝わってきました。ここ数年会う機会も無くていたので、寂しく、残念でなりません。

鈴木さんは核燃裁判が始まった時、「核燃とめよう！ 万人訴訟関東のつどい」を立ち上げ、仲間たちと「反核燃裁判関東甲信越だより・げんこくだん」の通信を長い間発行し続けました。B版12ページの便りは中身が濃く、特に「核かく然じか」（カクカクシカジカ・・・核燃の火が点らないようにの願いをこめて・・・書く書く後記余語）とありました。鈴木さんの後記は、日本原燃、電力会社等のその時々動きや問題点を分かり易く書き、ときには地域で反核燃、脱原発等で頑張っている人たちの活動や思いを伝えてくれていました。

六ヶ所や三沢にも何度も足を運んでくれた時、自分が中央公論から解雇されその解雇撤回闘争の話をしてくれたり、小柄で物静かにお話をする彼から、満ちあふれている闘志、彼の優しさが伝わってきました。

核燃裁判のこと、24年間の中央公論社闘争やその後の学研・フジセ闘争のお話もたくさん聞きたかった・・・。

残念でなりません。「諦めるな、足元をみて前に進め」という声が聞こえそうです。

心からご冥福をお祈りします。ありがとうございました。

伊藤和

### 冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願い致します。

### 会員・サポーター募集中！！

#### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>